

# 裁判員等選任手続の流れ



前年の秋頃

## 名簿の作成

地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿をもとに、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

前年の11月ころ

## 候補者への通知 調査票の送付

裁判員候補者名簿に登録されたことを通知します(※注)。この通知を送る際、調査票を同封します。調査票の回答から、明らかに裁判員になることができない方や、1年を通じて辞退事由が認められる方は、裁判所に来ていただくことはありません。

※注 この段階では、裁判所に来ていただく必要はありません。

## 事件ごとに名簿の中から くじで選定

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、裁判所がくじで裁判員候補者を選びます(※注)。くじで選ばれる人数は、事件ごとに異なります。

※注 この段階では、裁判所に来ていただく必要はありません。

原則、6週間前まで(通常より選任期間が長い事件の場合、8週間程度前まで)

## 選任手続期日のお知らせ・ 質問票の送付

くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせを送付し、その際、質問票を同封します。選任手続期日のお知らせには、裁判所に来ていただく日程が記載されています。質問票の回答から、辞退が認められる場合には、裁判所へ来ていただく必要はありません。

当日

## 選任手続

選任手続期日のお知らせを受け取った裁判員候補者には、選任手続の当日、裁判所へ来ていただくことになります。裁判長は、候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。この手続は、候補者のプライバシーを保護するため、非公開となっています。

## 6人の裁判員を 選任

最終的にその事件の裁判員6人(必要な場合には補充裁判員も選任)をくじで選びます。裁判員や補充裁判員に選ばれなかった方は、ここですべての手続が終了になります。